

北秋田市宿泊施設誘致支援業務 応募型プロポーザル実施要領

北秋田市産業部産業政策課

北秋田市宿泊施設誘致支援業務応募型プロポーザル実施要領

1. 目的

北秋田市（以下「本市」という。）では、交流人口の拡大や地域経済の活性化、観光消費額の向上及び地域のにぎわい創出を図るため、宿泊施設の誘致を重要な施策として位置付けている。

本市ではこれまで、宿泊需要調査や市場性分析等を実施し、宿泊施設整備の可能性について検討を進めてきたところであるが、具体的な宿泊事業者の進出に向けては、民間事業者の投資意向や参入条件等を把握するとともに、本市の市場性や事業採算性について、民間事業者の視点から評価・検証を行う必要がある。

このため、本業務では、宿泊事業者等を対象としたサウンディング型市場調査を実施し、本市への進出可能性や事業化に向けた課題、必要な条件等を整理するとともに、今後の宿泊施設誘致に向けた具体的な戦略の構築及び事業者との協議・交渉支援を行うことを目的とする。

業務の遂行にあたっては、宿泊市場分析、不動産開発、観光マーケティング、事業収支分析及び宿泊事業者とのネットワーク等に関する高度な専門的知識、技術及び実績が求められることから、広く優れた提案を募集し、企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を総合的に評価したうえで、最も適した事業者を契約候補者として選定するため、応募型プロポーザル方式により実施するものである。

この要領は、「北秋田市宿泊施設誘致支援業務応募型プロポーザル」の実施及び参加方法等について、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称

北秋田市宿泊施設誘致支援業務

(2) 業務内容

「北秋田市宿泊施設誘致支援業務応募型プロポーザル仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

本業務の契約締結の翌日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 提案限度額の上限

11,000,000 円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

3. プロポーザルの実施方式

企画提案書応募による応募型プロポーザル

4. 応募型プロポーザルの採用理由

本業務は、宿泊施設誘致に向けたサウンディング型市場調査及び誘致支援を行うものであり、宿泊市場分析、観光マーケティング、不動産開発、事業収支分析、民間事業者との交渉支援など、多岐にわたる専門的知識及び経験が求められる業務である。

また、本業務の成果は、調査手法や分析能力、宿泊事業者等とのネットワーク、誘致戦略の構築能力及び事業者との協議・調整能力に大きく左右されること、さらに、本市が目指す宿泊施設誘致の実現に向けては、民間事業者の進出意向や投資判断に関する知見を有し、全国規模の宿泊事業者やデベロッパー等とのネットワークを活用しながら効果的なサウンディング調査及び誘致活動を実施できる事業者を選定する必要がある。

このため、本業務においては、事業者の専門性、実績、業務遂行能力、実施体制及び企画提案内容を総合的に評価し、本市にとって最も適した事業者を選定することができる応募型プロポーザル方式を採用するものである。

5. 参加資格

当該応募型プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 で規定する団体に該当しないこと。
- (2) 過去 5 年以内（令和 3 年度～令和 7 年度）に次のいずれかの実績を有するものであること。
 - ・宿泊施設誘致支援業務
 - ・ホテル開発関連調査業務
 - ・サウンディング型市場調査業務
 - ・不動産開発支援業務
 - ・観光マーケティング業務
- (3) 本業務開始時において次の有資格者を配置すること。
 - ・地域活性化に関する知見・実務経験 3 年以上を有し、かつ、下記のいずれかの資格を保有していること
 - ①地域力創造アドバイザー制度
 - ②地域活性化伝道師派遣制度
 - ・経営実務に関する知見を有して実務経験を 3 年以上保有し、かつ、下記のいずれかの資格を保有していること
 - ①中小企業診断士
 - ②税理士
 - ③公認会計士
- (4) 北秋田市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225

号)の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立中又は手続中でない者であること。

(6) 北秋田市暴力団排除条例(平成24年 北秋田市 条例第3号)第2条第1号又は第2号の規定に該当しない者であること。

(7) 国税、県税及び市町村税について滞納がないこと。

6. スケジュール

No	内 容	期 日 等
1	プロポーザル実施要領等の公開	令和8年7月22日(水)
2	質問書提出期限	令和8年7月28日(火) 午後5時必着
3	質問書回答期限	令和8年7月31日(金)
4	参加表明書類等提出期限	令和8年8月4日(火) 午後5時必着
5	参加資格審査結果通知	令和8年8月7日(金)
6	企画提案書等提出期限	令和8年8月12日(水) 午後5時必着
7	企画提案審査(プレゼンテーション)	令和8年8月中旬～下旬
8	審査結果通知	令和8年8月下旬
9	契約締結	令和8年8月下旬

7. 実施要領等に関する説明会

説明会は実施しない。

8. 質問書の受付・回答

質問書の提出は提出期限までに電子メールにより行うものとする。郵送・電話・ファクシミリは不可とする。

(1) 提出様式：質問書(様式5)

(2) 提出先：北秋田市産業部産業政策課産業戦略係

メールアドレス「sangyou@city.kitaakita.akita.jp」

(3) 提出期限：令和8年7月28日(火) 午後5時必着

(4) 回答方式：質問に対する回答は、回答期限までに質問者に対して電子メールにより回答するほか、市ホームページにも掲載する。

9. 参加表明書類等

(1) 提出書類

①参加表明書(様式1)

②会社(法人)概要調書(様式2)

③業務実績書(様式3)

契約実績の内容を確認できる書類(契約書の写し)を添付すること。

④暴力団排除に関する誓約書（様式４）

⑤納税証明書（国税、県税及び市町村税に滞納がないことの証明書）

（２）提出部数：各１部

（３）提出期限：令和８年８月４日（火）午後５時必着

（４）提出場所：北秋田市産業部産業政策課産業戦略係

（５）提出方法：持参または郵送

（６）受付時間：平日の午前９時から午後５時まで

10. 資格要件の確認

参加表明書を確認の上、結果を令和８年８月７日（金）までに参加表明者へ電子メールおよび書面により通知する。

11. 企画提案書等

提出書類の作成にあたっては、「北秋田市宿泊施設誘致支援業務応募型プロポーザル提出書類作成要領」に従って作成すること。なお、提案は１者１提案とする。

（１）提出書類

①企画提案書提出届（様式６）

②企画提案書（任意様式）

③業務スケジュール表（任意様式）

④業務実施体制（任意様式）

⑤見積書（様式７）

各経費区分の積算根拠が明確に分かるような内訳書を添付すること。

（２）提出部数：９部（正本１部、副本８部）

（３）提出期限：令和８年８月１２日（水）午後５時必着

（４）提出場所：北秋田市産業部産業政策課産業戦略係

（５）提出方法：持参または郵送

（６）受付時間：平日の午前９時から午後５時まで

12. 審査方法等

（１）審査委員会の設置

契約候補者の選定に係る評価は、北秋田市宿泊施設誘致支援業務応募型プロポーザル審査委員会設置要領に定める審査委員会が行う。

【審査委員】

副市長、総務部長、観光文化スポーツ部長、産業部長、学識経験者

（２）審査方法及び評価基準

「北秋田市宿泊施設誘致支援業務応募型プロポーザル審査要領」による。

（３）プレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、審査委員会に対してプレゼンテーションを実施する。

(4) 日時・場所

詳細については、参加資格審査結果通知の際に通知する。

(5) プレゼンテーション時間

プレゼンテーションの時間は、1 事業者 30 分以内（準備 5 分以内、説明 15 分以内、質疑応答 10 分以内）とする。

(6) 出席者

3 人以内

(7) その他

- ①プレゼンテーションは、本市に提出した提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え・追加は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。
- ②プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただしスクリーン及びプロジェクターは本市が用意したものを利用してもよいこととする。
- ③本市は、プレゼンテーションの内容を録音することができる。
- ④プレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

13. 選定結果の通知及び公表

選定した契約候補者に対して、書面によりその旨を通知し、選定されなかった者に対しては、書面により評価順位を通知する。また、各提案者（選定されなかった者についてはその名称を除く。）に関し、評価項目ごとに評価点数を公表する。

14. 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 資格参加の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 提案者が、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- (7) 提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

15. 参加辞退

参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合は、北秋田市産業部産業政策課産業戦略係へ辞退届（任意様式）を提出すること。

16. 契約の方法

契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と本市が協議・調整を行った上で北秋田市財務規則（平成17年北秋田市規則第38号）の定めに従い契約を締結する。その際、協議結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。なお、失格その他の理由により契約候補者との契約が不可能になった場合は、次点となった者と契約の交渉を行うこととする。

17. 留意事項

- （１）プロポーザルに係る費用は、提案者の負担とする。
- （２）提出後の提出書類の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。
- （３）提出された書類等は返却しない。
- （４）提出された提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- （５）郵送等の事故については、本市においていかなる責任も負わない。
- （６）審査の経緯や経過に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議申し立ては受けない。
- （７）やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- （８）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
- （９）本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- （１０）本業務により作成された製作物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

18. 問合せ先

〒018-3312

北秋田市花園町 19 番 4 号

北秋田市産業部産業政策課産業戦略係

TEL：0186-84-8104 FAX：0186-62-2250

E-mail：sangyou@city.kitaakita.akita.jp